

一般財団法人総合福祉研究会
会員各位

令和3年9月吉日
一般財団法人総合福祉研究会
理事長 本井啓治 公印略

平素は当会の会務運営に多大なご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、当会が平成16年から実施してまいりました社会福社会計簿記認定試験は今年で第17回目を迎え、受験者数は延べ約2万3千人に達しており、会員の皆様のご尽力により、おかげさまで一定の認知度を得られるまでに至りました。

ご存知のように、平成28年度の社会福祉法の大幅な改正により、社会福祉法人においてはコンプライアンス・ガバナンス強化に関する各種方策が打ち出されております。

具体的には、特定社会福祉法人に対する公認会計士監査の導入もその一つですが、所轄庁や公認会計士等による外部からのチェックだけでなく、社会福祉法人内部からも財務規律を高めるという意識の高揚が必要であるとの思いがありました。

軌を一にして、昨年末に関係機関から、過去16回の長きに亘りこの認定試験実施によって蓄積されたノウハウを、貴会の会員のみでなく、広く社会福祉法人に実際に従事されている役職員の方々にも役立つようにできないかと、当会に対して強いご要望、ご提案がありました。

因みに、一般企業では経理担当の新社員採用時や昇進時の判断材料、ガバナンス強化のための人材育成ツールとして、日商簿記・全経簿記・全商簿記（以下、「日商簿記等」という。）が一つの判断材料の役目を果たしているのと同様に、当会が実施する認定試験も、実際の社会福祉法人に従事されている役職員の方々にも日商簿記等と同様ないしそれ以上役割りを担えないかというのが関係機関からのご提案でした。

ご承知おきの通り、第15回の試験からは全経簿記の実施団体である公益社団法人全国経理教育協会様との共催試験として内閣府より公益事業認定試験の認可を受け、実施しております。今後は関係機関からのご要望・ご提案にお応えすべく、より公的な認定試験として、社会福祉法人の経営者・会計担当職員の方々にも直接お役にたつ試験制度として出題範囲（内容）の変更が必要と考えた次第です。

言うまでもなく、当会会員は社会福祉法人の記帳代行・税務代理に関わる顧問契約に始まり、会計監査業務、役員の受任に至るまで社会福祉法人の経営に様々な形で直接的・間接的に関与していただいております、そのためには会員及びそこに勤務されている職員の方々（以下、「会員」という。）のスキルUPが必要であることは必然です。

社会福祉法人からの委嘱を受けて、上記のような様々な業務を遂行していく上で、社会福祉法人会計基準及び厚生労働省からの各種関係通知の理解が必要であることは無論、当会が実施する認定試験はそれら業務遂行の一翼を担ってきたのも事実です。

そのため、これまでの認定試験はどちらかと言うと当会「会員」のスキルUPを主眼として実施し、出題範囲（内容）及び試験問題もそれに沿って進めて参りました。

しかし今後は、この認定試験を当会「会員」のために役立つだけでなく、より開かれた公的な認定試験として出題範囲（内容）の変更が必要と判断するに至りました。

そこで、当会（認定試験運営委員会）と関係機関と合同で、昨年12月から8月までの計6回に亘り、勉強会を開催させていただき論点を整理した結果、今後のこの試験制度の方向性について、継続して検討をしていくこととなりました。

その結果、令和4年12月実施の第18回の試験からは上記の趣旨に沿った出題範囲表に変更することとし、9月23日開催の理事会におきましてご承認いただいた次第です。

なお、この出題範囲表を近々、当会のホームページ（TOPページ）に掲載して公表させていただく予定にしております。

また、今まで当会の名称（テキスト作成委員会）で認定試験のテキストを出版しておりましたが、認定試験実施主体とテキスト発行者が同一ではこの認定試験の公益性が担保されにくいと判断し、第18回の試験からは当会がテキスト作成に関与することなく（当会の名称を付すことなく）、各出版社から各執筆者名にて発刊していただくことといたします。

以上の点につきまして会員の皆様方のご理解を賜りたくお願い申し上げます。この認定試験が社会福祉業界におきましてより一層認知度が上がり、それによって当会各会員の顧問先等である社会福祉法人のガバナンスが強化され、周り廻って会員の皆様方の事務作業等にも資することを願っております。

以上の点をご理解いただきたく、会員の皆様に取り急ぎご案内させていただきます。今後とも、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具